



5月1日現在の天王町
本籍数 3,910
本籍人口 13,878
世帯数 2,631
住民登録人 口 12,862
内 男女 6,470
6,392

広報てんのう

第6号 昭和39年6月1日発行

発行所
秋田県天王町役場
(天王局 1番42番)

編集
天王町役場総務課

印刷
一日市印刷所



堤塘よりの溢水と決壊による浸水で湖のような江川谷地の水田

地震等の被害について

去る六月十六日発生の地震及び高潮は、本町に可成の被害をもたらしました。

被害の概況は次のとおりですが、浸水家屋については役場で即日消毒を行ひ、又翌日は秋田保健所か

議会とともに早速県及び農林省側と數次にわたり、今後このような災害をなくすため、万全の措置をこうするよう強く交渉しております。

被害状況

一、建物関係（天王＝浸水関係）
壁二坪、ガラス二枚（追分小校）
浸水住宅二十五棟（内床上六棟
床下十九棟）非住家三十二棟

二、水田関係（字江川谷地、江川
天王）
流失一町二反歩
冠水二十三町八反二歩
合計二十五町二歩

三、家きん（浸水により＝天王）
鶴大籬五十羽、中籬二十羽
四、漁網、漁船（天王、江川）
イ、漁網（流失及び損）百二
十ヶ統

国民年金について

七月三十日は国民年金保険料第一期分の納期限です。六月分までの保険料をまだ納めていない方は必ず今月中に完納して下さい。

国民年金は老令年金のほか思ひがけない事故でケガをした時の障害年金一家のご主人に亡くなられて母子家庭となつたときの母子年金、准母子年金または両親に亡くなられて子供さんだけが残されたときの遺児年金などを支給することができますが、このようになつておりますが、このようないふいがけない事故があつたときもし保険料が滞納になつておりますと、せつかくの年金が支給されないことになりますので保険料はいつも納期限までに完納しておくことが大切です。保険料は二十才以上三十四才まで毎月百円、三十五才になつた月から毎月分百五十円です。生活が困難で保険料を納めることが容易でない方には申請して保険料を免除してもらう方法

もありますので、国民年金手帳と印を持参の上町役場の年金係にご相談下さい。
以上のことについてもしあわかりにくいくらいありますなら電話その他の方法でお問合せ下さい。

誕生日	花名	月異名	記念日	土用	土用のうし	大暑
27日	誕生石	花はす	月はす	15日	16日	17日

紅玉 (ルビー)

二、水田関係（字江川谷地、江川
天王）
流失一町二反歩
冠水二十三町八反二歩
合計二十五町二歩

三、家きん（浸水により＝天王）
鶴大籬五十羽、中籬二十羽
四、漁網、漁船（天王、江川）
イ、漁網（流失及び損）百二
十ヶ統

議会つづり



六月一日第六回町議会臨時会が招集され、提出された議案及びその審議結果は次のとおりです。

議案第三十九号 天王町役場庁舎新築工事の施行について
現庁舎が老朽化したため、現在地に延坪三百二十六七坪の庁舎を新築するもの。原案可決

議案第四十号 天王町消防車庫新築工事の施行について

現車庫が役場新庁舎の敷地と

なるため、これを現在の向地に

延坪四十三・一二坪のものを新築するもの。原案可決

議案第四十一号 昭和三十九年度天王町一般会計補正予算について

補正是役場庁舎新築費二千九

百九十五万円、庁舎移転費十四

万円、消防車庫新築費二百三十

万円の追加で、その合計は三千

六月一日第六回町議会臨時会が招集され、提出された議案及びその審議結果は次のとおりです。

議案第三十八号 撤回

議案第三十九号 天王町役場庁舎

新築工事の施行について

現庁舎が老朽化したため、現

在地に延坪三百二十六七坪の

庁舎を新築するもの。原案可決

議案第四十二号 天王町町税賦課徴収条例の一部改正について

所得の非課税の範囲が十八万

円から二十万円となつた。専従

者の税額控除額が青色専従者千

二百円が千六百円に、事業専従

者八百円が千円になつた。扶養

控除に関する所得控除が増え

た。新築家屋について減免を受けられるようになつた。(必要

事項を記載した申告書を該年

度の初日に属する年の一月三十

日まで町長に提出することに

より一定基準により減免され

る)以上が主な改正点で町民の税負

担が軽減された。(詳細については役場税務課へお問合せ下さい)。原案可決

議案第四十五号 昭和三十九年度天王町一般会計補正予算

町営グランドの整備費七万四

千円と一般の津波による対策費

として旅費二万円、会議費三万

円の追加で総額十二万四千円

の総額は一億二千四百四十八万

円となりました。原案可決

議案第四十六号 同意

天王町一般会計補正予算

江川四十七大関良太郎(四十九才)

を選任するにつき同意を求めた

もの、

収入役が六月九日以降欠員と

なつてゐるので天王町天王字上

江川四十七大関良太郎(四十九才)

を選任するにつき同意を求めた

もの、

海面にて船が冲合に停泊したり、また接

岸して上陸したりとき。

夜間に灯りを消したまま航海し

ている船をみたとき。

外国人風の者が乗りこんでいる

船が沖合に停泊したり、また接

岸して上陸したりとき。

夜間に灯りを消したまま航海し

ている船をみたとき。

海岸にて船が冲合に停泊したり、また接

岸して上陸したりとき。

夜間に灯りを消したまま航海し

住民登録の詰詰

住民登録法は、昭和二十七年七月一日から施行されました。したがつて、この七月一日は施行十二周年にあたるわけであります。ところが現在なおその届出期限が、十四日内であることを知らなかつた、という事例が多く見られるようで、それぞれ五百円以下の過料処分の対象となつております。

このことについては再三にわたつて広報にも載せたし、又、戸籍・住民登録主要届出期限一覧表として、各世帯に配布し、期限おくれ等の無いようご注意申し上げてあります。が、徹底しておらないようですのでここにあらためて、(住民登録の話を昭和三十一年七月法務大臣官房広報連絡室による)を載せます。

私達は、誰でもどこかの市町村内に一定の住所をもつております。住所とは人の生活の中心となる場所をいいます。このように市町村の区域内に住所を有する者をその市町村の住民というのであります。が、私達の日常生活の上でこの住民の資格から生ずる権利・義務というものは極めて多いのであります。例えば、主食の配給を受けるにも、選挙権を行使するにも、小・中学校に子弟を就学さすにも、生活保護を受けるに

も又市町村民税の課税にしてもその住所が基本となるのであり、又住所證明、印鑑証明を貰う場合等についてもその市町村の住民であることに基いてその證明がなされいるのであります。このように私達の日常生活にとつては、私達がどこの市町村の住民であるかということを常に明らかにしておくことが必要なのであります。又市町村の側から見ましても、右に述べたような日當の事務が能率的に、そして正確に行われ、住民に十分のサービスを与えるためには是非ともその市町村を構成している住民の一人一人を確實に把握する必要があるのであります。

そこで市町村長の利便と市町村役場の行政事務の簡易化に応じて、昭和二十七年七月一日住民登録制度が発足したのであります。この住民登録制度ができる以前は、寄留制度がありました。この制度は手続が煩雑であつたため制度本来の使命を十分に果すことができなかつたのであります。そこでこの寄留制度は、住民登録制度の実施とともに廃止され、住所の移転について簡単な届出によることができる住民登録の制度が施されたのであります。

では、このように私達の生活に最も関係の深い住民登録制度について、その概要が

述べてみます。

二、住民登録制度の概要

住民登録に関する事務は、市町村において処理するものとされております。住民登録は、市町村の住民を登録し、その居住関係

の記載は常に市町村の住民の実態と一致したものでなければならないのです。この住民票は、いわばその市町村の「住民名簿」ともいってべきものであります。そして住民登録制度においては最も重要な役割を果します。

て処理するものとされております。住民登録は、市町村の住民を登録し、その居住関係を公証することを目的としておりますから、住民の立場からは市町村においてこの事務が処理することとするのが届出その他

住民票の記載の正確を期するため、住民票と戸籍とを常に関連をもたせ、双方の記

の関係からいつでも便利であり、また登録の結果は住民の資格認定の基礎資料として市町村の各種の行政事務処理に十分利用する上にも、その方が最も適当であるから

載を一致させることになつております。即ち、住所地の市町村は、同制度施行の当初一斉登録によつて住民票を作つた際に、その記載事項（氏名・生年月日・性別・戸籍の表示、本籍と古籍の差頂者の氏名・住所

であります。しかし各市町村が個々的に住民の登録を実施したのでは、登録の結果を十分各種行政事務に利用する上において価

・住所を定めた年月日)をその者の本籍地の市町村に通知し、本籍地の市町村はその通知事項と戸籍の記載とを照合して、その

値が減少するため、法律をもつて全国の市町村が同一の手続方法に従つて相互に連絡して処理されることとされていのであります。

結果を更に住所地の市町村へ通知する措置によつて住民票の記載が正確であるかどうか個々について確認されたのであります。

そこで、市町村はその住民をもれなく登録しているのであります、市町村役場に備え付けてあるこの登録の台帳を「住民

一方本籍地の市町村では、その区域内に本籍を有する者について戸籍を単位として、「戸籍の附票」が作られてあります。この

票」といいます。住民票は世帯を単位として作られており、これに各人の氏名・生年月日・性別・世帯主・その続柄・本籍・住

附裏には戸籍に記載されている本籍、氏名を移記するほか、右の住所地市町村からの通知によつてその者の住所及び住所を定め

所・住所を定めた年月日・従前の住所等が記載されております。住所に変更があつたるり、その他住民票の記載事項に変更を生じ、二三事によ、これら都合で生じたつづき出立

大年月日を記載されてあります
このようにして、初めての一齊登録によつて
作られた住民票は戸籍と照合されたのであ
りますが、その後住所の変更等があつたこと

たときには、その都度住民からの提出があった。市町村が職権でその記載をしたり、訂正することになります。従つて住民票

本籍地市町村に通知され、また、本籍や戸

で住民票に必要な記載がなされることになります。

記載内容が正確であるかどうかを調査することをいいます。

(4) 登録事務の統一的処理と法務大臣の勧告・助言

籍の氏名等に変更が生じたときは、本籍地市町村から住所地市町村に通知がなされます。その結果、本籍地市町村においてもその者の住所が常に明瞭にされているという、今までには見られなかつた利便もあります。

(b) 届出の義務

住民登録制度において、住民が届出を要するのは、住所の移転に伴う転入届、転居届(同一市町村内において住所を移転した場合)、変更届(世帯主とか世帯の構成が変わった場合)及び国外移住届の四つの場合です。これらの届出は、転入届、転居届については新らたに住所を定めた日から十四日内に、変更届については、その変更を生じた日から十四日内に、また、国外移住届については日本内地における住所を去る以前に(期間は別にない)、それぞれ住所地の市町村役場に届出なければならないことになっています。届出義務者は、第一に世帯主になつておりますが、世帯主が届け出ることができないときは世帯管理者又は世帯員の各人がこれに代つて届け出なければなりません。

出生、死亡、帰化、国籍の喪失等に伴つて、住所を有することとなつたり、住所を失つたり又は登録の資格がなくなつたりした場合には、もちろん住民票にその旨記載されますが、この場合には、別に住民から住民登録法上の届出は要しません。戸籍法上の届出のみによつて、市町村では、職権

(b) 住民票の閲覧及び謄・抄本等

これは住民の負担をできるだけ軽減し、転入地に届出する転入届等の届出の励行を図ろうとしたものであります。しかし現在、市町村を転出する場合には主食配給制度の上では、その市町村から転出証明書の交付を受ける必要があります。そして市町村が転出証書を発行する場合にはその者の住民票に基いて転出証明書に必要な記載がなされることとされております。

(c) 事実の調査と職権による住民票の記載

前に述べたように住民票が市町村における各種行政事務の基礎資料として十分に活用されるためには、その記載内容が常に事実と一致した正確なものでなければなりません。本制度では、住所の変更その他住民票の記載事項に変更が生じた場合の記載の更正等は、原則として住民からの届出によつてなされることとしているのであります。が、届出がないとき或いは届出を要しない場合は市町村は職権でこれをすることとされております。また、市町村の吏員は、

住民票が市町村住民の居住関係を公証するものでありますから、私達住民の日常生活の利便のためこれを大いに活用されるべきであります。そのため官公署の行政上の必要のためにも住民票は公開されることになつています。また、その謄本・抄本・記載事項の証明等の交付も受けられることなつています。このことは戸籍の附票についても同様です。

謄本・抄本等の手数料の額は市町村が独自に条例等で定めておりましたが、概ね一枚(又は一件)につき五十円とするところが多いようです。でも、天王町では現在四十円としております。また、今まで就職とか入学の場合、或いは各種の免許証の交付を受ける場合には、戸籍の謄・抄本を提出されていました例が多かつたようですが、前にも述べましたように住民票の記載は戸籍と照合され正確を期されているのであります。

(d) 住民登録人口

住民登録によつて市町村はもとより、都道府県又は国の常住人口も隨時にしかも簡単に把握することができるようになつたのであります。毎月この広報に一日現在の天王町として、その数字を載せておられます。

の家庭の状況などを知る上に戸籍には見られない長所もあります。従つてどうしても戸籍の謄・抄本が必要な場合(身分関係を知る場合)には別ですが、戸籍の謄・抄本の代りに住民票の謄・抄本で十分その用を満すことができるであります。



